

富山県高岡地区産業展示施設運営事業

実施方針（案）

令和5年2月

富山県

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定に関する事項	6
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定方法	7
2 募集及び選定の手順	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4 提案書類の取扱い	13
5 審査及び選定に関する事項	13
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 責任分担に関する基本的な考え方	14
2 予想されるリスクと責任分担	14
3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	14
4 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	14
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 立地条件	15
2 施設概要	15
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	16
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
2 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ..	17

1 法制上の措置	17
2 税制上の措置	17
3 財政上及び金融上の支援	17
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1 議会の議決	17
2 入札に伴う費用負担	18
3 本事業において使用する言語	18
4 実施方針等に関する質問・意見の受付等	18
5 実施方針等に関する問合せ先	19

資料 1 事業予定地位置図

資料 2 リスク分担表

資料 3 事業者の業務対象範囲について

様式 1 実施方針（案）に関する説明会参加申込書

様式 2 実施方針（案）に関する質問及び意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

富山県高岡地区産業展示施設運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

富山県知事 新田 八朗

(3) 本事業の背景・目的

富山県（以下、「本県」という。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略である「第2期とやま未来創生戦略」の基本目標の1つとして、「産業振興、若者等の雇用創出、観光振興、県内への移住促進」を掲げている。産業振興の一端を担ってきた高岡テクノドームは、週末を中心に高い稼働率で推移しているが、催事が固定的となっており、新規イベントが参入しにくい状況である。また、新幹線駅（新高岡駅）や大型ショッピングセンターに近接し、また周辺の道路網整備による交流人口の増加により、近年、産業展示や商談会のみならず、最新の映像・音響技術を活用したイベントや大規模会議に対応できる機能など、新たなニーズへの対応が求められている。

そこで、本県は令和2年1月に「高岡テクノドームの機能の拡充等に関する検討会」を設置し、現高岡テクノドーム（以下「本館」という。）の機能拡充等の必要性や方向性について議論を深め、そのなかで展示・集客・交流に係る施設・機能の拡充のために新たに展示場（以下、「別館」という。）を現駐車場北側に整備するものとし、令和2年7月に「高岡テクノドーム別館整備基本計画」を策定した。当初の計画では令和5年春の予定であった北陸新幹線の敦賀延伸を見据えて建設工事を進める予定であったが、コロナ禍による厳しい財政状況や北陸新幹線の敦賀開業の1年延期を踏まえ、財政負担の軽減や民間ノウハウの活用などについて検討したうえで、整備を進めることとした。令和4年度に実施設計を行い、令和5年度に建設工事を予定している。

富山県高岡地区産業展示施設運営事業（以下、「本事業」という。）は、本県が機能拡充等を行う予定の高岡テクノドームについて、本県が令和4年2月に策定した「富山県成長戦略」に掲げるビジョン『幸せ人口1000万』（関係人口1000万人）の実現を目指し、県西部地域をはじめとする県内経済の活性化に資する拠点施設として、また、新たな賑わいや憩いの場とすることを目的としている。本事業を実施するに当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、施設の維持管理及び運営業務を長期的に、かつ、一体的に実施することとし、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用して、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。

(4) 本事業の基本方針

① 産業及び地域の振興の拠点

見本市や展示会等の開催を通じて、経済の取引の円滑化及び流通機能の拡充強化を図るとともに、別館に導入する新たな設備の活用や近隣施設との連携により、産業や観光、学術・文化・スポーツなどの振興につながる全国的なコンベンションやフェスティバル、エンターテインメント性が高いイベントなど、幅広い世代が参加できる催事の開催を通じて、地域の魅力を発信し、県内はもとより県外、国外からの来訪を促進して交流人口や関係人口の増加を図り、もって県西部地域をはじめとする県内経済の健全な発展及び活性化に寄与する。

② 民間ノウハウの導入

本事業の実施に当たっては、民間ノウハウを活用し、本事業の目的達成に必要なサービス水準の向上と財政負担の軽減を図る。維持管理・運営を長期に一括で行うことにより、事業期間全体にわたるライフサイクルコストの縮減を図る。

③ 環境への配慮

省エネルギー・省資源に配慮した維持管理・運営を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与する。

(5) 事業の対象となる公共施設

本事業の対象施設は、高岡テクノドーム（以下、「本施設」という。）とし、次の内容で構成する。

- ・本館
- ・別館
- ・外構等屋外施設（エネルギー塔、駐車場、駐輪場、舗装、植栽、フェンス等）

(6) 事業の内容

① 事業予定地

所在地：富山県高岡市二塚 347-3 ほか

敷地面積：約 38,400 m²

② 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本県が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、本施設の維持管理及び運營業務を遂行する方式（O (Operate) 方式）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 17 年 3 月末日（予定）までとする。

④ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に本県が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本県に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

(7) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

① 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備等保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 環境衛生・清掃業務
- カ 警備保安業務
- キ 修繕業務（※）
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 本館の修繕計画は、施設所有者である一般財団法人富山県産業創造センター（以下、「財団」という。）が立案し、要求水準書にて提示する。別館については、事業者が修繕計画を立案することとする。事業者は、各修繕計画に基づき、施設所有者と協議の上、施設所有者が必要と判断したものについて、要求水準書に定める一定年額の範囲内で修繕を行うものとする。当該額を超える修繕は、施設所有者が直接行うこととする。

② 運営業務（※1）

- ア 開業準備業務（※2）
- イ 総合管理業務
- ウ 料金徴収業務
- エ 休憩スペース運営業務

オ 自主事業

カ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※1 本館のインキュベータ室等の運営は施設所有者が行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする（インキュベータ室等の詳細は資料3「事業者の業務対象範囲について」に示すとおり）。

※2 開館直後のイベントについては、本県等の企画によるイベント及び事業者の企画によるイベントを実施するものとする。本県等の企画によるイベントの実施にあたっては、事業者はその開催を支援すること。

(8) 事業者の収入

① 本県からのサービス対価

本県は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額をもとに決定した金額（本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額）で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

② 本施設利用者から得る収入

本県は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。なお、利用料金の額は、条例に定める額を上限として、事業者（指定管理者）が本県の承認を受けて定めるものとするが、詳細については入札公告時に示す。

③ 自主事業に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業（イベント開催等）を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。

なお、自主事業の実施に必要な経費や光熱水費等は、全て事業者の負担とする。

(9) 納付金等の支払い（プロフィットシェアリング）

事業者は、本施設から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、事業契約書に定める方法により、その利益の一部を本県に支払うものとする。詳細については入札公告時に示す。

(10) 使用料等の負担

本県は、事業者から本事業に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。

ただし、事業者の本施設を利用した自主事業に係る利用料金及び目的外使用における使用料等は、それぞれ徴収するものとし、使用料等は富山県行政財産の使用料に関する条例（昭和 39 年富山県条例第 13 号）に基づいて設定する。

(11) 光熱水費の負担

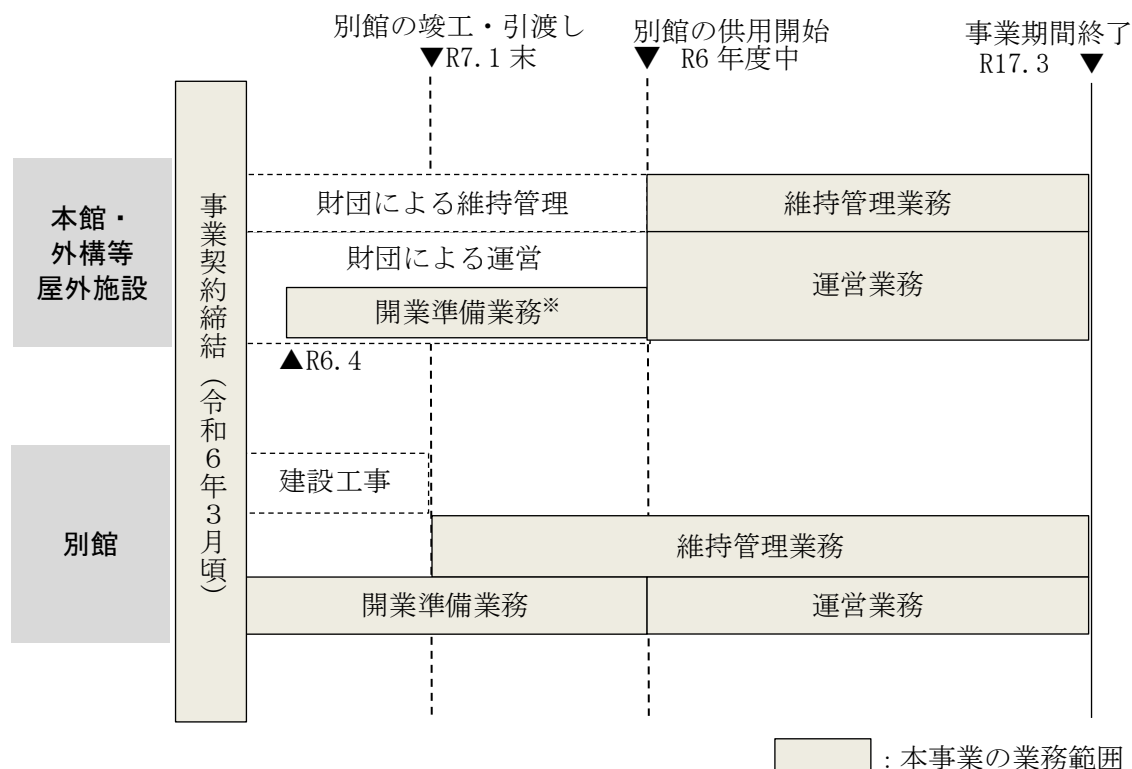
維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。事業者は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

(12) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和 6 年 3 月	
事業期間	事業契約締結日～令和 17 年 3 月末日	
	本館・外構等屋外施設 (既設)	別館 (新設)
開業準備期間	令和 6 年 4 月 ～別館の供用開始日前日 ※	事業契約締結日 ～供用開始日前日
(施設竣工)	—	(令和 7 年 1 月末)
維持管理期間	別館の供用開始日 ～令和 17 年 3 月末日	施設引渡日 ～令和 17 年 3 月末日
運営期間	別館の供用開始日 ～令和 17 年 3 月末日	供用開始日 ～令和 17 年 3 月末日
供用開始日	—	令和 6 年度中

※別館の供用開始日以降の本館の催事の誘致・予約業務、引継ぎ業務。なお、開業準備期間前に財団又は本県が受け付けた本館及び別館の予約についても、事業者が引き継ぐこと。

(参考) 事業スケジュール



※別館の供用開始日以降の本館の催事の誘致・予約業務、引継ぎ業務

(13) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業をPFI手法で実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、サービスが同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた本県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本県が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と併せて、本県公式ホームページ上で速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価方式による一般競争入札により行うものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年5月下旬	特定事業の選定及び公表
令和5年6月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和5年7月上旬	入札説明書等に関する説明会
令和5年7月上旬	入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年8月上旬	入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和5年8月下旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和5年8月下旬	入札説明書等に関する個別対話受付締切
令和5年9月上旬	入札説明書等に関する個別対話
令和5年9月中旬	資格審査結果の通知
令和5年9月下旬	入札説明書等に関する個別対話質問・回答の公表
令和5年10月下旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和5年12月下旬	落札者の決定及び公表
令和6年1月中旬	基本協定の締結
令和6年2月中旬	仮事業契約の締結

日 程	内 容
令和6年3月下旬	事業契約の締結(指定管理者の指定に係る県議会の議決)
令和6年3月下旬	三者協定※の締結 (※第2 2 (5) ③ 三者協定 参照)

(2) 事業者の募集手続等

① 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和5年5月下旬頃に、本県公式ホームページ上で公表する。

② 入札の公告、入札説明書等の公表、入札説明書等に関する説明会

特定事業の選定を踏まえ、令和5年6月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本県公式ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

③ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和5年8月上旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

④ 参加表明書及び資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和5年8月下旬頃に受け付ける。審査結果については、令和5年9月中旬頃を予定する。参加表明書及び資格審査書類の提出及び審査結果の通知方法については、入札説明書等において示す。

⑤ 入札説明書等に関する個別対話

入札説明書等に関する個別対話を令和5年9月上旬頃に実施予定である。実施内容の詳細については、入札説明書等において示す。

⑥ 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和5年10月下旬頃に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

(3) 落札者の決定及び公表

令和5年12月下旬頃に落札者を決定し、本県公式ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本県は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由に

より、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないとは判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本県は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に示す協定等を締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

① 基本協定

本県は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

本県は、基本協定の定めるところにより、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下、「SPC」という。）との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、指定管理者の指定に係る富山県議会の議決を得たときに、本契約となる。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

③ 三者協定

本県及び財団は、事業者との間で、本館の業務範囲や引継ぎ等に関し必要な事項を定めた三者協定を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下、「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下、「構成企業」という。）とする。
- ② 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤ 代表企業又は構成企業以外に、SPC から直接、維持管理・運營業務を受託又は請け負う企業がいる場合は、協力企業（以下、「協力企業」という。）として入札参加者に含めるものとし、参加表明書において明記すること。
- ⑥ 入札参加者は、主たる営業所等（本社、本店）の所在地が富山県内にある企業

を、代表企業又は構成企業のいずれかとして、1社以上含めること。

※主たる事務所等（本社、本店）の所在地が富山県内にある企業は、登記事項証明書で確認可能であること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、富山県入札参加資格者名簿に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立するSPCから直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す①又は②の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

① 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業が該当すること。

- ア 富山県における庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 平成20年4月以降に建築物（展示場、ホール等）の1年以上の維持管理業務の実績を有していること。

② 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業が該当すること。

- ア 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 平成20年4月以降に建築物（展示場、ホール等）の1年以上の運営業務の実績を有していること。

(3) 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本県による指名停止又は指名保留の措置期間中である者。
- ③ PFI法第9条の各号の規定に該当する者。
- ④ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう(以下同じ)。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
- ⑩ 別館の工事監理業務を受託した者若しくは建設工事を請け負った者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、別館の工事監理業務を受託した者及び建設工事を請け負った者は、決定後速やかに公表する。
- ⑪ 第2-5 に記載の富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会(以下、「審査会」という。)の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者

は、入札参加資格を失うものとする。

- ⑫ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑬ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本県が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑭ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者。

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを富山県内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPCの株式については、事前に書面により本県の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しない場合がある。

(6) 入札参加者の変更

参加表明書の提出後は、入札参加者の構成を変更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情により入札参加者の構成を変更又は追加する必要がある生じた場合、本県が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

(7) 入札参加資格者名簿の登録

本県の入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、参加表明書の提出までに登録を完了しておくこと。なお、登録方法等は本県公式ホームページ上で公表している。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本県が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画全般の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 審査会の設置

事業者の選定に当たり、本県に学識経験者等で構成する審査会を設置する。審査会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査を行う。

審査会の委員は、決定後速やかに公表する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本県と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者のリスク分担の考え方は、資料2に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本県及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本県と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法の詳細については入札公告時に示す。

なお、本県及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

4 本県による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び事業者の提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本県でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの方法

モニタリングは、本県が提示した方法に従って本県が実施する。事業者は、本県からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(3) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本県から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び事業者の提案内容等に示されたサービス水準を下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

本施設が立地する事業予定地は、次のとおりである。

所在地	富山県高岡市二塚 347-3 ほか
敷地面積	約 38,400 m ²
建蔽率	70%
容積率	400%
都市計画	都市計画区域内
区域区分	市街化調整区域
用途地域、防火指定	なし
その他の区域区分	なし
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線 新高岡駅から徒歩約 10 分 ・あいの風とやま鉄道 高岡駅からバス「高岡テクノドーム前」下車すぐ、または「イオンモール南」下車徒歩約 5 分

2 施設概要

(1) 本館

構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上 2 階
竣工	平成 3 (1991) 年 2 月
延べ床面積	7,080 m ²
主な諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・大展示場 (3,050 m²、全面・1 / 2 使用可能、床荷重 5 t / m²) ・会議室 2 室 (A : 144 m²、B : 52 m²) ・インキュベータ室 10 室 (約 50 m²) ・屋外展示場 (1,000 m²) ※駐車場としても使用 ・その他 (応接室、交流サロン、自動販売機コーナー等)
設置者	一般財団法人 富山県産業創造センター ※別館の供用開始日までに、本県が本館を借り受ける予定

(2) 別館 (予定)

	展示棟	交流棟
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄骨造
階数	地上 2 階	平屋建て
竣工	令和 7 (2025) 年 1 月予定	
延べ床面積	約 2,800 m ²	約 700 m ²

主な諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・展示場（約 950 m²、床荷重 5 t / m²、最大 1,200 席（可動式客席を含む）） ・商談室（約 13 m² : 3 室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的室（60 m² × 4 室） ・その他（休憩スペース等）
主要設備 （展示場）	<ul style="list-style-type: none"> ・大型仮設スクリーン（300 型 × 1、220 型 × 2） ・可動式客席（約 450 席、フルオート） ・可動式間仕切り（W20.5m × H9.0m × D180mm、NC-30、自動、分割利用は（1:1）と（1:2）の 2 パターンの分割が可能） ・5 G 設備（概要は入札公告時に提示予定） 	
設置者	富山県	

(3) 外構等屋外施設

- ・エネルギー塔（1 階：大展示場等のボイラー、冷凍機等の冷暖房用空調機械室、全館施設対象の給水機械室及び中央監視装置室。2 階：全館施設対象の高圧受電設備及び非常用発電機室。原則として、常駐職員（1 人）によって監視を実施。）
- ・駐車場 約 520 台（本館敷地内を含む。）
 ※現在約 1,000 台ある駐車場が、別館整備後は約 500 台に減るが、本館の植栽を駐車場に整備することで、計 580 台程度を確保する計画（うちインキュベータ室等利用者の専有駐車場が約 60 台）。周辺駐車場（高岡市営、民間計 1,000 台以上）を案内。周辺施設の駐車場の借用について県が協力。
- ・その他（駐輪場、舗装、植栽、フェンス等）

第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本県は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本県は、事業契約を解約することができる。

- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本県は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本県に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本県は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本県及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本県又は事業者は、事業契約を解約することができる。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本県は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本県は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本県は、本事業の契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和5年6月県議会定例会に提出する予定である。また、指定管理者の指定に関する議案を令和6年2月県議会定例会に提出する予定である。

なお、県議会にて上記の議決が得られなかった場合に生じる入札参加者への損害に関し、本県は一切の責任を負わないものとする。

2 入札に伴う費用負担

本事業の入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

第9 実施方針等に関する質問・意見の受付等

1 実施方針（案）に関する説明会等

本県は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針（案）に関する説明会及び現地説明会を実施する。

- ① 日時：令和5年3月14日（火）午後2時30分から午後4時まで
- ② 場所：高岡テクノドーム 会議室A
- ③ 参加申し込み：「様式1 実施方針（案）に関する説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和5年3月10日（金）午後5時までに、第9-8に記載の問合せ先へ電子メールで送付すること。
- ④ 実施方針（案）に関する説明会后、現地説明会を実施する。

2 実施方針（案）に関する質問及び意見の受付

本県は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針（案）に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：実施方針（案）の公表日～令和5年3月17日（金）午後5時まで
- ② 受付方法：「様式2 実施方針（案）に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、第9-8に記載の問合せ先へ電子メールで送付すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

3 実施方針（案）に関する質問及び意見への回答

本県は、実施方針（案）に関する質問及び意見への回答を令和5年3月下旬頃までに本県公式ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

4 実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問及び意見の受付

本県は、実施方針及び要求水準書（案）を令和5年4月頃に本県公式ホームページにおいて公表する。また、本県は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針等に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：実施方針において示す。
- ② 受付方法：実施方針に示す様式に必要事項を記載の上、第9-8に記載の問合せ先へ電子メールで送付すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

5 実施方針等に関する質問及び意見への回答

本県は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を本県公式ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

6 実施方針等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本県と事業者との個別対話を実施する。

- ① 開催日時：実施方針において示す。
- ② 開催場所：富山県庁
- ③ 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は3名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で5名以内とする。
- ④ 受付期間・方法：実施方針において示す。
- ⑤ 位置づけ等：個別対話の内容は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、特定事業の選定時までに本県公式ホームページにおいて公表する。

7 資料の閲覧及び貸出

要求水準書（案）の閲覧資料の閲覧及び貸出しについて、詳細は実施方針において示す。

8 実施方針等に関する問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

富山県商工労働部商工企画課企画係

所在地：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

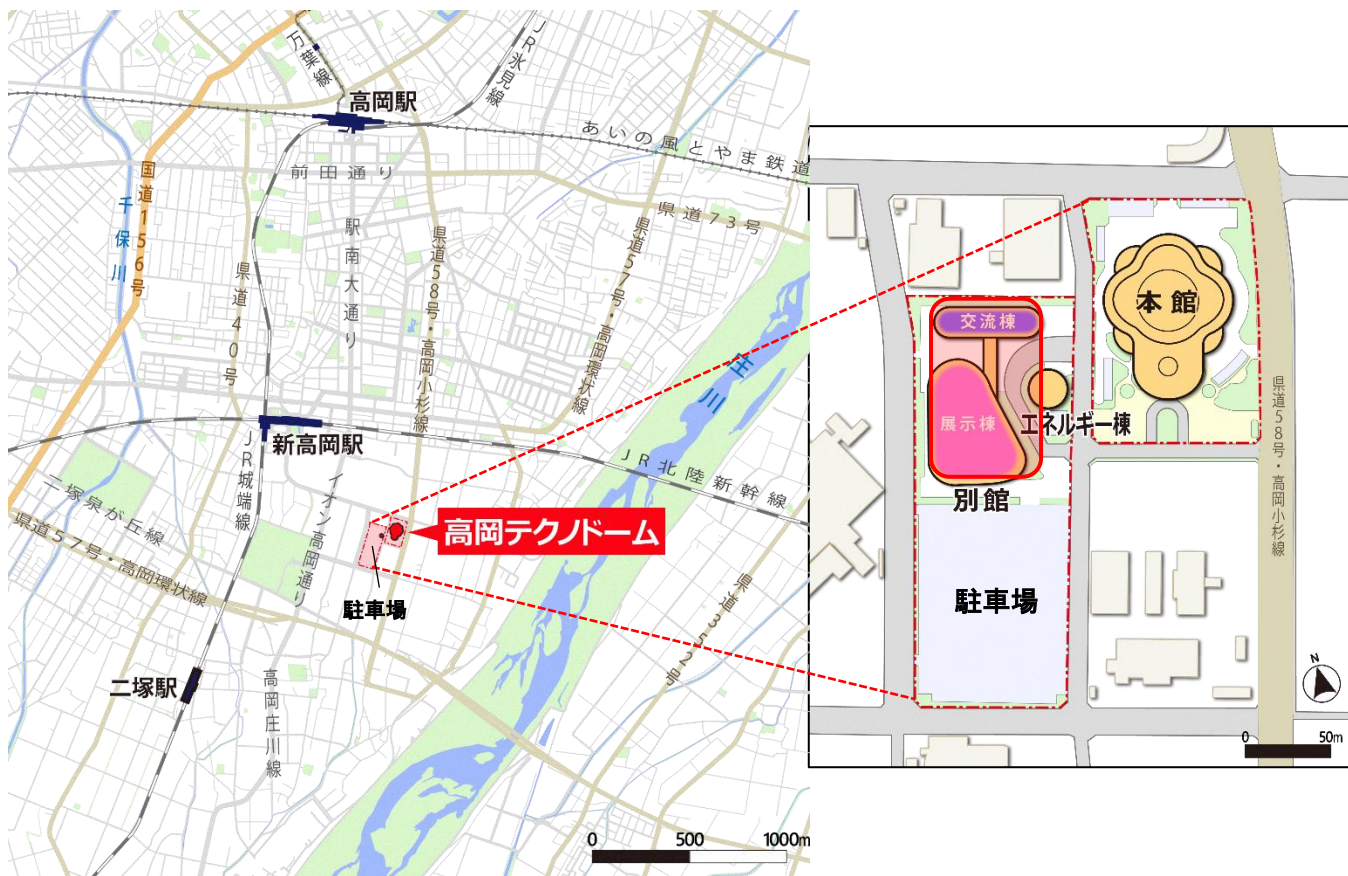
電話：076-444-3243

F A X：076-444-4401

E-mail：ashokokikaku@pref.toyama.lg.jp

本県公式ホームページアドレス：<https://www.pref.toyama.jp/index.html>

資料 1 : 事業予定地位置図



資料2：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本県	事業者
1	行政リスク	本県の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの（消費税の変更を含む。）	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本県が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本県が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可		●
11		上記のうち、本県が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本県が獲得すべき公的支援制度の獲得不可	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本県の事由による第三者への賠償	●	
18		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
19	金利変動リスク	金利変動		●
20	要求水準リスク	事業者の実施する維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
21		上記以外のもの	●	
22	環境問題リスク	維持管理、運営における騒音、振動、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
23	物価変動リスク	開業準備期間中の物価変動に伴う事業者の費用の増減		●
24		維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	▲
25	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
26		本県の事由によるもの（本県が供給元の場合を含む。）	●	
27		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	▲
28	施設の瑕疵リスク	本施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合	●	
29	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

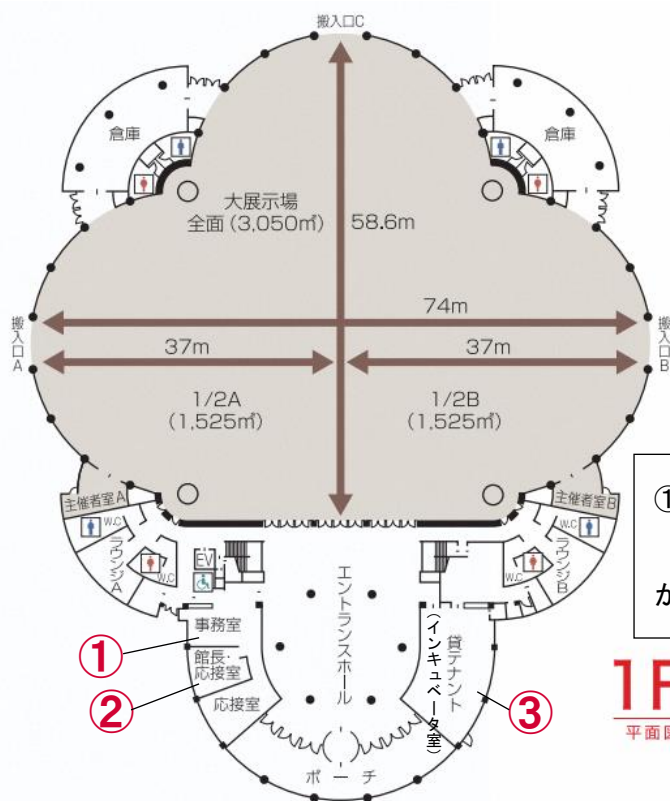
●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本県	事業者	
30	募集・契約段階	入札関連書類の誤り	●		
31		募集費用リスク	本県の募集実施費用	●	
32			事業者の応募費用		●
33		資金調達リスク	事業者の資金調達に関するもの		●
34		契約締結リスク	本県の事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
35			事業者の事由による契約締結の遅延、締結不能		●
36	指定管理者の指定に関する議会の議決が得られない場合の事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等		●	●	
37	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用上昇リスク		●	
38		支払遅延リスク	本県の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
39		計画変更リスク	本県の事由による事業実施条件の変更	●	
40			事業者の提案・要望による維持管理・運営業務の変更		●
41		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
42			本県の事由による施設の損害	●	
43			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
44		什器備品損害リスク	什器備品の損害（本県が調達した什器備品を含む。）		●
45		施設譲渡リスク	事業期間終了時の施設引渡しの際に、維持管理・運営業務が継続可能な状態にするための費用		●
46		需要変動リスク	本施設の利用者数の増減に関するもの（不可抗力による場合を除く。）		●
47			施設所有者が実施する休館を伴う大規模修繕による、利用者数の減少に関するもの	▲	▲
48		情報流出リスク	事業者の事由による利用者の個人情報の外部への流出		●
49			本県の事由による利用者の個人情報の外部への流出	●	
50		技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、本県の指示により発生する増加費用	●	
51	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用			●	
52	利用者対応リスク	事業者の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブル等への対応		●	
53		本県の業務範囲に関する利用者からの苦情やトラブル等への対応	●		
54	自主事業リスク	事業者が行う自主事業の収入減少		●	
55	事業の中断・終了段階	本県の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●		
56		事業の中断リスク	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
57			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
58	債務不履行リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●	
59	事業の終了手続きリスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●	
60		事業期間終了に伴う業務移管		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

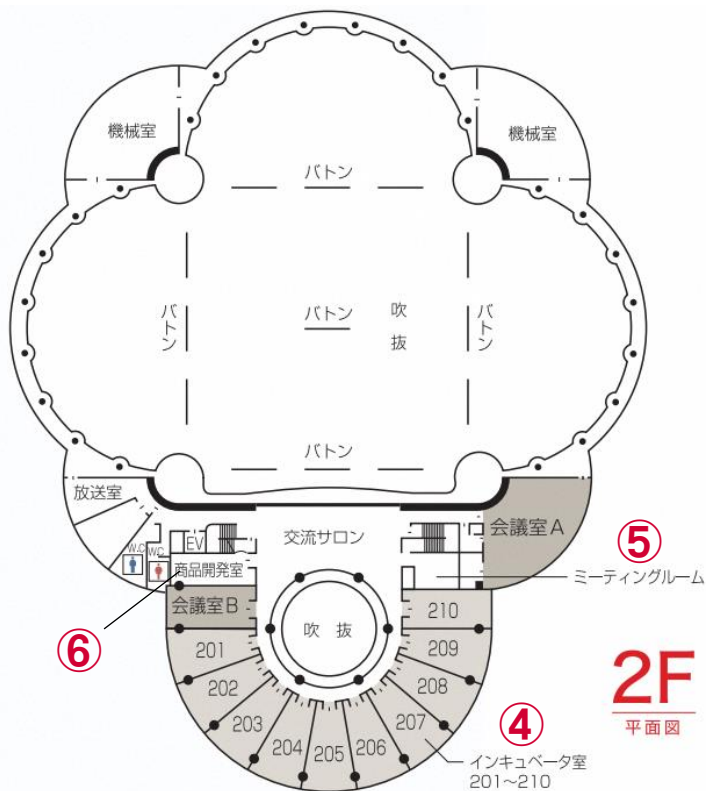
資料 3 : 本館の業務対象範囲について

本館



①～⑥以外が事業者の業務対象範囲
 (①～⑥は(一財)富山県産業創造センターが運営)

1F
 平面図



2F
 平面図

場所
①事務室
②館長・応接室
③貸テナント(インキュベータ室)
④インキュベータ室(201~210)
⑤ミーティングルーム
⑥商品開発室